

## 騒音障害防止管理者労働衛生教育（3時間）

厚労省令和5年4月20日（基発0420第2号）通達により事業者は各種騒音障害の防止に努め、騒音障害防止対策の管理者や騒音作業に従事する労働者への労働衛生教育を行うことと定められています。この機会に受講していただきますようご案内いたします。

- 日時 令和7年6月26日（木）8：30～11：50（受付開始8：20～）
- 場所 相生労働基準協会2階（相生市旭1丁目2番16号）
- 教育内容と教育時間（時間割は講師の都合などにより変更になる場合があります）（定員28名）

種別	科目	時間割	時間
学科	オリエンテーション	8：30～8：40	10分
	騒音の人体に及ぼす影響 1. 影響の種類 2. 聴力障害	8：40～9：10	30分
	適正な作業環境の確保と維持管理 1. 騒音の測定と作業環境の評価 2. 騒音発生源対策 3. 騒音伝ば経路対策 4. 改善事例	9：10～10：30	80分
	休憩	10：30～10：40	10分
	聴覚保護具の使用及び作業方法の改善 1. 聴覚保護具の種類及び性能 2. 聴覚保護具の使用方法及び管理方法 3. 作業方法の改善	10：40～11：20	40分
	関係法令等 1. 騒音作業に係る労働衛生関係法令及び本ガイドライン	11：20～11：50	30分
	修了証交付	11：50	

- 受講料 会員 8,470円（テキスト代1,650円込）消費税込 非会員は2,500円加算されます。

受講料は下記口座へお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

【振込口座】兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

- 申込方法

【Web申込の場合】ホームページよりお申し込みください。

【電話予約の場合】電話にて予約後、申込書に記入し、切手を貼った返信用封筒を同封の上当事務所まで郵送ください。

（申込書はホームページからダウンロードできます。）

- その他

- 受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を受けてください。
- 遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。※オリエンテーション終了後は、遅刻とします。
- 施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越しください。  
またお近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願いいたします。相生市役所3号館駐車場利用不可
- ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的に使用しません。